

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の名称等

事業者（法人）の名称	一般社団法人 新居浜市医師会
事務所の所在地	〒792-0811 新居浜市庄内町4丁目7番54号

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション医師会
サービスの種類	第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）
事業所の所在地	〒792-0811 新居浜市庄内町4丁目7番54号
電話番号	0897-33-4106
通常の事業の実施地域	新居浜市全域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、生活全般に渡る援助を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 食事介助、入浴介助、通院介助、体位変換など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物など

5. 営業日時

営業日	原則として月曜日から土曜日まで。 ただし、盆8月15日、16日、地方祭10月17日、18日、年末年始12月30日から1月3日まで、国民の休日を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで（土曜日のみ午前9時から12時まで） ただし、電話対応により24時間常時連絡が可能な体制を整えます。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	職務内容	勤務の形態・人数
管理者	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	常勤 1名
サービス提供責任者	訪問の調整、技術指導、計画の作成等を行う	常勤 2名
訪問介護員等	指定訪問介護の提供に当たる	非常勤 9名

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料金は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業の利用料金（事業対象者・要支援1・要支援2の場合）

サービス名称 (サービス内容)	算定単位	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービス11 (週1回程度の訪問)	1,176単位/月	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービス12 (週2回程度の訪問)	2,349単位/月	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス13 (週2回を超える程度の訪問)	3,727単位/月	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の算定単位は、新居浜市が定める基準によるものであり、これが改定された場合は、これら算定単位も自動的に改定されます。

(2) 各加算料金

以下の要件を満たす場合、追加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単位・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位/月
介護職員等 処遇改善加算	1か月の単位数の総計に10%を乗じて算出した単位	所定単位の10%/月
夜間・早朝加算	夜間または早朝の時間帯にサービスを提供している場合 (夜間18時～22時/早朝6時～8時)	所定単位の25%/回

(注1) 上記の介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座振替にてお支払い下さい。振替日は毎月25日。(25日が土日祝日の場合は、その直後の営業日となります)

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 利用者との続柄 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口	電話番号	0897-33-4106 (ヘルパーステーション)
		0897-33-4096 (医師会事務局)
	担当者	サービス提供責任者 神野 洋子・篠田 真紀
	(受付時間)	月曜から金曜 9:00～17:00

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新居浜市 介護福祉課	電話番号 0897-65-1241 (受付時間 月～金 8:30～17:15) ※祝日、12/29～1/3を除く
	愛媛県国民健康保険団体連合会	電話番号 0899-68-8800 (受付時間 月～金 8:30～17:15) ※祝日、12/29～1/3を除く

1 1. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
3. 訪問介護員等に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
4. 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
5. サービス提供中に虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを新居浜市に通報します。
6. 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
7. 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止担当者：新居浜市医師会 石川ひとみ

1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価については、下記のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

重要事項について説明を受け、内容を確認しました。

事業所	住 所 事業所名 管理者名	新居浜市庄内町4-7-54 ヘルパーステーション医師会 藤田 佳之	印
ご利用者	住 所 氏 名		印
ご利用者 代理人	住 所 氏 名 (続 柄		印)